





においては、砂利採取法による採取数量を上限としている。

(別表参照) さらには、市街地周辺の里山地域

において行われる場合が多く、しかも長期にわたる

ため災害の発生や環境の破壊を招来する場合

が少なくなき、市町村助役会を始めとして関

係方面から規制が強く要望されてきたこと

である。

このため、先月末市町村等と協議を行ってきたが、

このほ<sup>て</sup>に土の採取及び盛土、埋土等を対象とする

土の採取等について規制条例を制定し、土の採

取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防

止するとともに、採取跡地の整備を図るため、土

の採取等を行う者に対し必要な規制をしよう

とするものである。

この条例案の要旨

別紙のとおり



② 処理序

別紙のとおり

\* 添付資料

- (1) 土石採取等の現況
- (2) 各県の規制内容一覧
- (3) " 罰則適用状況
- (4) 土採取規制条例の検討
- (5) 市町村担当者打合せ会等における意見

静岡県土採取等規制条例案要旨

1. 目的

土の採取等を規制することにより、土の採取等に伴う災害の防止と跡地の緑化等の整備を図り、県民の生命身体、財産の安全の保持と環境の保全に資するものとする。

2. 定義

土の採取等とは、次に掲げる行為をいうものとする。

- (1) 切土、床掘、その他の土地の掘さくをする行為。
- (2) 埋土、又は盛土をする行為。

3. 届出

土の採取等を行おうとする者は、着手する日の30日前までに、次の事項について知事に届け出なければならぬものとする。

- (1) 氏名及び住所。(含現地責任者の氏名、住所)
- (2) 土の採取等を行う場所の区域。
- (3) 土の採取等に係る土の数量。
- (4) 土の採取等を行う期間。
- (5) 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備、その他の施設に関する事項。
- (6) 土の採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項。
- (7) 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項。

4 計画変更の勧告

知事は届出に係る土の採取等に伴い災害が発生するおそれがあると認めるときは 計画の全部又は一部の変更を勧告することが出来るものとする。

5 措置命令

知事は 勧告を受けた者が勧告に従わないで土の採取等を行っているときは土の採取等に伴う災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることが出来るものとする。

6 停止命令

知事は 措置命令に従わないとき、又は災害防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることが出来るものとする。

7 完了届

完了したときはその旨を届け出なければならないものとする。

8 土の採取等の跡地に係る措置命令

知事は土の採取等に係る跡地について土の採取に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、完了の日から2年間に限り採取跡地の整備その他必要な措置をとるべきことを命ずることが出来るものとする。

土  
知  
要  
跡地  
でき  
10. 報  
大  
を行  
11. 適  
の  
適用  
(1)  
(2)  
(3)  
12. 量  
(1)  
(2)  
規格B4

災害が  
全部又は

ないで土の採  
防止するための  
するものとする。

災害防止のため  
の採取等の全  
とする。

ならないものと

土の採取に  
るときは完了  
他必要な措  
る。

9 土の採取等の跡地の緑化等の勧告

知事は土の採取等の跡地周辺の環境保全のため必要  
があると認めるときは土の採取等を行つた者に対し  
跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告  
できるものとする。

10. 報告の徴収及び立入検査等

知事は必要な事項の報告を求め又は立入検査  
を行うことができるものとする。

11. 適用除外

この条例は次の各号に掲げる土の採取等については  
適用しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、その他規則で定める者が実施す  
る事業に係る事業施行地域において同等を行う  
土の採取等
- (2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等  
で規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為として  
行う土の採取等、その他規則で定めるもの。

12. 罰 則

(1) 措置命令又は停止命令に違反した場合  
10万円以下の罰金

(2) 届出させず、若しくは虚偽の届出をした場合又は

採取後の措置命令に違反した場合  
 5万円以下の罰金。

### 13. 附 則

公布の日から起算して6月を超えない範囲<sup>内</sup>で規則  
 で定める日から施行するものとする。

### 14. その他

(1) この条例が適用される規模は、規則により定めること  
 となるが、その規模は面積が $1,000\text{ m}^2$ 以上<sup>で</sup>その  
 数量が $2,000\text{ m}^2$ 以上のものを予定している。

(2) 面積が1ha未満のものについては、<sup>規則により</sup>市町村長に  
 事務の委任を予定している。

静岡県条例第42号

静岡県土採取等規制条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、土の採取等について必要な

規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂

の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取

等の跡地の緑化等の整備を図り、もつて県民の生

命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを

を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げ

る行為をいう。

(1) 切土、床堀その他の土地の掘りくさす行為

(2) 埋土又は盛り土をする行為

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、

当該土の採取等に着手する日の30日前まで

に、規則で定めるところにより、当該土の

採取等を行う場所ごとに、土の採取等の

計画を定め、知事に届け出なければなら

ない。ただし、非常災害のために

土の採取等を緊急に行う必要がある場

合は、この限りでない。



2 前項の土の採取等の計画には、次に掲

げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名（法人にあては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(2) 現場責任者の氏名及び住所

(3) 土の採取等を行う場所の区域

(4) 土の採取等に係る土の数量

(5) 土の採取等を行う期間

(6) 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

(7) 土の採取等に伴う災害の防止のための方

法及び施設に関する事項

(8) 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で

定める事項

3 第1項ただし書の場合において、当該土

の採取等を行う者は、当該土の採取等の

規則(定め)に(よ)り(す)べし

開始後、~~規則で定めるところによ~~、遅滞なく土

前

の採取等に緊急に必要とした理由及び第2項各号に掲

げり事項を、知事へ届け出なければならない。

当該届出に係る同条第2項第3号から第

4号第1項及び前項の規定による届出には、土の採取

等を行う場所及びその周辺の状況を示す図面その他

の規則で定める書類を添付しなければならない。

は、~~規則で定めるところに~~、当該事項の

(変更の届出)

変更に係る行為に着手する日の15日前までに、  
規則で定めるところに、

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、

その旨を知事へ届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号  
~~規則で定めるところに~~

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3

に掲げる事項に変更があつたときは、その日  
規則で定めるところに、

項又は前条第2項の規定による届出が

から10日以内にその旨を知事へ届け出なけ

あつた場合において、当該届出に係る土

ればならない。

の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災

又、前条第1項の規定による届出をした者は、

害が発生するおそれがあると認めるときは、

当該届出をした者に対し、当該土の採取等  
の計画の全部又は一部の変更を勧告することが  
できる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受け  
た者がその勧告に従わないで土の採取等を行  
っているときその他土の採取等に伴う土砂の  
崩壊、流出等による災害が発生するおそれか  
ありと認めるときは、当該土の採取等を行って  
いる者に対し、期限を定めて、当該土の採取等  
に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止する

ための必要な措置をとるべきことを命ずることがで  
きる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行っている者が前  
条の規定による命令に従わないとき、又は土  
の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による  
災害の防止のため緊急の必要があると認め  
るときは、当該土の採取等を行っている者に  
対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を  
命ずることができる。

第8条 知事は、第3条第1項の規定に違反して

同

届出をせよ、又は第3条第1項若しくは第4条第2項の規  
定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号まで  
に掲げる事項の内容に違反して、土の採取  
等を行っている者に対し、当該土の採取等  
の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第2条 第3条第1項又は第3項の届出をした  
者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は  
廃止したときは、~~規則で定めるところにより~~ 規則で定めるところにより、

なく、その旨を知事へ届け出なければならぬ

い。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地につ  
いて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等によ  
る災害の防止のため必要があると認めるときは、  
当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間  
に限り、当該土の採取等を行った者に対し、期限を  
定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による  
災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ず  
ることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等跡地周辺の環  
に係る

境の保全のため必要があると認めるときは、  
土の採取等を行った者に対し、当該土の採取  
に係る跡地<sup>に</sup>について緑化等必要な措置をとる  
べきことを勧告することができる。

(承継)

第11条 第3条第1項又は第3項の規定による  
届出をした者について相続又は合併があつた  
ときは、相続人(相続人が2人以上ある場  
合において、その全員の同意により土の採取等  
に係る事業を承継すべき相続人を定めるとき  
は、その者)又は合併後存続する法人若しくは  
合併により設立した法人は、当該届出をした者  
の地位を承継する。

又前項の規定により届出をした者の地位を承継  
した者は、規則で定めるところにより、その承継が  
あつた日から30日以内に、その旨を知事に届け出  
なければならぬ。

(標識の掲示)

第12条 第3条第1項又は第3項の規定による届出を  
した者は、土の採取等を行う期間中当該届出に係る  
土の採取等を行う場所の見やすい場所に規則で  
定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で  
定める事項を記載した標識を掲示しなければな  
らぬ。

等

(報告の徴収及び立入検査)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度に  
当該土の採取等の状  
において、土の採取等を行う者に対し、~~其~~

~~その他必要な事項~~報告を求めることができる。  
その他必要な事項について

2 知事は、この条例の施行に必要の程度において、

要な事項の報告を求め、又はその職員による採

い。

取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所

(適用除外)

土の採取等

第14条 この条例は、次の各号に掲げる土の採取

その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状

等については、適用しない。

況を調査させ、又は関係者に質問させるこ

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者

とができる。

~~が実施する事業に係る事業施行地域にお~~

前項に規定する職員は、その身分を証する

~~で当該国等が行う土の採取等~~

証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、

(2) 規則で定める法令に基づき許可若しくは

これを提示しなければならない。

認可を受け又は届出をした者が当該許可、

第2項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪

認可又は届出に係る事業のため当該事業施

捜査のために認められたものと解してはならな

行地域において行う土の採取等

(3) 法令に基づき許可、認可、届出等に係る土の採取等

規則で定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為

として行う土の採取等、軽易な土の採取等その  
災害の発生のおそれが高いと認められる、  
他の土の採取等で規則で定めるもの

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

(罰則)

第16条 第4条又は第7条第1項若しくは第2

項の規定による命令に違反した者は、10万円

以下の罰金に処する。

第17条 第3条第1項の規定による届出させず、

若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定に  
よる命令に

違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号の~~いずれかに~~該当する者は、1万

円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第2項の規定による届出させず、又は

虚偽の届出をした者

(2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者

た者

(3) 第13条第1項の規定による報告させず、

した者

若しくは虚偽の報告をし、~~又は~~主入検査を拒め

(4) 第13条第2項の規定による立入検査の拒み

同項の規定による

(経過措置)

No. 9

妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁

2 この条例施行の際現に土の採取等を行つて

させず、若しくは虚偽の答弁をした者

13者は、この条例施行の日から30日以内に

(西罰規定)

当該土の採取等に係る土の採取等を行う場

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の

所ごとに第3条第2項各号に掲げる事項

代理人、使用人その他の従業者が、その

に記載した書類に同条第4項の書類を

法人又は人の業務に関し、前3条の違反行

添付して知事に届け出なければならぬ。

為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

3 前項の規定による届出をした者は、第3条

人又は人に対して各本条の刑を科す。

第1項の規定による届出をした者とみなす。

附 則

(施行期日)

4 附則第2項の規定による届出させず、若しくは虚

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超え

偽りの届出をした者は、5万円以下の罰金に処

ない範囲内において規則で定める日から施行す。



する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前項の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対して前

項の罰金刑を科す。

6 この条例施行の日前には、当該土の採取等の

場所における土の採取等を完了し、又は廃止した

者については、第9条及び第10条の規定は適用し

ない。

土石採取等の現況

1. 県土地利用対策委員会承認件数

	土地利用事業にかつた案件			内 容								
	件数	面積	採取量	土			砂 利			採 石		
				件数	面積	採取量	件数	面積	採取量	件数	面積	採取量
48年度	2	153.023 <sup>m<sup>2</sup></sup>	845.977 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1	19.928 <sup>m<sup>2</sup></sup>	60.000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1	133.095 <sup>m<sup>2</sup></sup>	785.977 <sup>m<sup>3</sup></sup>	-	-	-
49年度	6	159.398 <sup>m<sup>2</sup></sup>	4,343.640 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1	19.216 <sup>m<sup>2</sup></sup>	150.940 <sup>m<sup>3</sup></sup>	4	85.154 <sup>m<sup>2</sup></sup>	794.70 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1	55.028 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3,398.000 <sup>m<sup>3</sup></sup>
計	8	312.421 <sup>m<sup>2</sup></sup>	5,189.617 <sup>m<sup>3</sup></sup>	2	39.144 <sup>m<sup>2</sup></sup>	210.940 <sup>m<sup>3</sup></sup>	5	218.249 <sup>m<sup>2</sup></sup>	1,580.677 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1	55.028 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3,398.000 <sup>m<sup>3</sup></sup>

砂利……砂利採取法の適用をうけるもの。

採石……採石法の適用をうけるもの。

2. 個別法による承認件数

	砂 利			採 石		
	件数	面積	採取量	件数	面積	採取量
48年度	122	-	7,045.265 <sup>m<sup>3</sup></sup>	73	-	11,576.166 <sup>m<sup>3</sup></sup>
49年度	154	-	6,425.098 <sup>m<sup>3</sup></sup>	72	-	16,078.400 <sup>m<sup>3</sup></sup>
計	276	-	13,470.363 <sup>m<sup>3</sup></sup>	145	-	27,654.566 <sup>m<sup>3</sup></sup>

静岡県土木部概要、参考

3. 市町村における土採取承認件数 (概数)

	件数	面積(m <sup>2</sup> )	数量(m <sup>3</sup> )
47年度	27	103,293	588,629
48年度	45	443,632	2,098,298
49年度	89	657,038	8,320,143
計	161	1,203,963	10,714,770

(注)①市町村土地利用委員会の規制規模6"一定して

いないこと。(1,000<sup>m<sup>2</sup></sup>~3,000<sup>m<sup>2</sup></sup>)及び設置時期が48年度に

集中していること等から件数は概数である

②上記該当市町村数 26市町村

## 5 市町村における土採取承認件数

	全 体 量				1 ha 以上				1 ha 以下				50年度推計		
	47年度	48年度	49年度	計	47年度	48年度	49年度	計	47年度	48年度	49年度	計	1ha以上	1ha以下	計
件数	29	45	98	172	2	7	18	27	27	38	80	145	50	220	270
面積 <sub>(m<sup>2</sup>)</sub>	103,293	443,632	1,750,450	2,297,375	40,000	259,538	1,360,466	1,660,004	63,293	184,094	389,984	637,371	3,794,000	1,018,000	4,812,000
数量 <sub>(m<sup>3</sup>)</sub>	755,329	2,098,298	44,152,216	47,005,843	460,000	930,256	41,974,844	43,365,100	295,329	1,168,042	2,177,372	4,640,743	117,107,000	6,077,000	123,184,000

(注) 上記該当市町村数 26市町村

市町村名	昭和 47 年度			昭和 48 年度			昭和 49 年度			計			審査対象面積	備 考
	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量		
静岡市													10,000 m <sup>2</sup>	
浜松市														5ha以上、1箇所面積9ha
沼津市														
清水市				2	15,479	178,610	1	25,375	84,497	3	40,854	263,107	2,000 m <sup>2</sup>	
熱海市														
三島市	15	28,000	-	7	36,000	-	12	78,000	-	34	142,000	-		
富士宮市							3	20,812	119,480	3	20,812	119,480	3,000 m <sup>2</sup>	
伊東市							2	31,902	283,642	2	31,902	283,642		
島田市														
富士市	1	6,540	166,700	5	24,160	195,460	10	80,800	335,070	16	111,500	697,230	1,000 m <sup>2</sup>	
磐田市				2	56,393	257,902	8	40,425	323,351	10	96,878	581,253	1,000 m <sup>2</sup>	
焼津市														
掛川市														
藤枝市				2	154,374	141,529	4	106,181	2,202,229	6	260,555	2,343,758	3,000 m <sup>2</sup>	
御殿場市				1	3,300	93,600				1	3,300	93,600	1,000	
袋井市														
天竜市							1	3,712	34,948	1	3,712	34,948	10,000 m <sup>2</sup>	
浜北市														9ha 1箇所
下田市														

市町村名	昭和 47 年度			昭和 48 年度			昭和 49 年度			計			審査対象面積	特 要
	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量		
裾野市														
湖西市	2	6.500	20.000	3	20.397	115.000	3	18.422	59.800	8	45.319	194.800	1.000m <sup>2</sup>	条件 隣接関係者、地元区長及、町内会長の同意書を提出。
東伊豆町														
河津町														
南伊豆町														
松崎町														
西伊豆町														
賀茂村														
伊豆長岡町														
修善寺町														
戸田村														
土肥町														
函南町							1	6.869	30.000	1	6.869	30.000	100m <sup>2</sup> 以上又は 100m <sup>3</sup> 以上	
菫山町				1	31.477	175.250				1	31.477	175.250	300m <sup>2</sup> 以上又は 500m <sup>3</sup> 以上	
大仁町														
成湯場町														
中伊豆町														
清水町														
長泉町														

市町村名	昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			計			審査対象面積	特 意
	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量		
小山町				1	2,500	4,763				1	2,500	4,763	1,000 m <sup>2</sup>	
芝川町							1	140,070	1,077,300	1	140,070	1,077,300	1,000 m <sup>2</sup>	
富士川町							1	13,017	40,000	1	13,017	40,000	1,000 m <sup>2</sup>	新設計画区域内2000m <sup>2</sup>
蒲原町														
由比町														
岡部町														
大井川町														
御前崎町							1	2,920	8,992	1	2,920	8,992		
相良町														
藤原町							1	3,938	12,200	1	3,938	12,200	1,000 m <sup>2</sup>	
吉田町							1	8,379	80,000	1	8,379	80,000	1,000 m <sup>2</sup>	
金谷町							2	5,658	57,079	2	5,658	57,079	1,000 m <sup>2</sup>	
川根町														
中川根町														
本川根町														
大東町							6	30,242	215,122	6	30,242	215,122	1,000 m <sup>2</sup>	
大須賀町				3	17,951	339,600	1	9,155	127,045	4	27,106	466,645	1,000 m <sup>2</sup>	
須岡町	8	19,253	72,629	15	42,873	172,584	24	94,641	376,383	47	156,767	622,596	1,000 m <sup>2</sup>	
小笠町							4	14,385	136,805	4	14,385	136,805	1,000 m <sup>2</sup>	

市町村名	昭和 47 年度			昭和 48 年度			昭和 49 年度			計			基礎村面積	備 考
	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量	承認件数	面積	採取量		
菊川町														
森 町														
春野町														
浅羽町														
福田町														
竜洋町														
豊田町														
豊岡村							1	9,675	111,200	1	9,675	111,200		
竜山村														
佐久間町														
水窪町														
可美村														
舞阪町														
新居町														
雄踏町														
細江町	3	43,000	496,000	2	24,000	304,000	1	10,000	50,000	6	77,000	850,000	1,000 m <sup>2</sup>	
引佐町														
三日町				1	14,728	120,000				1	14,728	120,000	1,000 m <sup>2</sup>	
総 計	27	103,293	588,129	4.5	44,362	2,098,298	89	657,038	8,320,143	163	1,301,963	10,714,778		

各県の規制内容一覧表



	条例の名称 (公布の時期)	目的	規制の対象	申請者等	規 制 の 方 法			罰 則	適用除外	所 掌 課	
					態 様	地域種	規制の規模				行政措置
神奈川県	土採取規制条例 (47.3)	災害の防止 採取跡地の整備	土の採取	採取を行う者	届出	〇	1,000㎡以上 2,000㎡以上	措置命令(停止命令) 立入検査	10万円以下の罰金	同.地方公共団体 都市計画法森林 法による開発行為の許可	土木部 砂防課
埼玉県	土採取条例 (49.3)	災害の防止	工の採取(埋土盛土用の土地の掘さく)	土採取業者	認可	〇	なし	不認可(認可基準不適合) 計画の変更命令 緊急措置命令 立入検査	6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金	なし	生活環境部 自然保護課
千葉県	土採取条例 (49.3)	災害の防止	土の採取(埋土盛土用の土の掘さく(で搬出を伴うもの))	土採取業者	認可	なし	なし	不認可(認可基準不適合) 計画の変更命令 緊急措置命令 立入検査	6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金	なし	商工部 工業課
岐阜県	土採取規制条例 (47.10)	災害の防止	土の採取	採取を行う者	届出	〇	500㎡以上 前面5m以上等	計画変更の勧告 措置命令(停止命令) 立入検査	10万円以下の罰金	同.地方公共団体 法令による許可認可 届出に係るもの等	林政部 林政課
奈良県	土採取規制条例 (49.3)	災害の防止 生活環境の保全	土の採取(埋土盛土用の土で搬出を伴うもの)	土の採取を行う者	届出	なし	1,000㎡以上 2,000㎡以上	届出事項の変更の勧告 措置命令(停止命令) 跡地の緑化勧告	10万円以下の罰金	〇	企画部 風致保全課
富山県	土採取規制条例 (47.3)	土砂の崩壊 流出等の防止	土の採取(のり切切土掘さくを含む)	土の採取を行う者	届出	〇	100㎡以上 500㎡以上	措置命令(停止命令) 立入検査	10万円以下の罰金	〇	土木部 検査班
静岡県	土採取等規制条例(案)	災害の防止	土の採取等 1.切土, 崩れ, 掘り出し等の土地の掘さく 2.埋土, 盛土, 掘り出し	土の採取等を行う者	届出	なし	(検討中)	計画変更の勧告 措置命令(停止命令) 実地調査 立入検査	10万円以下の罰金	〃	1.知事 2.市長 3.町長 4.村長 5.学区長 6.学区長 7.学区長 8.学区長 9.学区長 10.学区長



## 各県における罰則適用状況

No.

	10万円以下の罰金	5万円以下の罰金	1万円以下の罰金
福井県	① 措置命令違反 ② 停止命令違反	① 無届、虚偽の届出 ② 採取後の措置命令	① 変更の無届、変更の虚偽の届出 ② 実地調査のための立入妨害 ③ 報告の徴収及び立入検査違反
富山県	① 措置命令違反 ② 停止命令違反	① 無届、虚偽の届出	① 変更の無届、変更の虚偽の届出 ② 標識掲示の不履行 ③ 報告の徴収及び立入検査違反 ④ 実地調査のための立入妨害
奈良県	① 措置命令違反 ② 停止命令違反 ③ 採取後の措置命令	① 無届、虚偽の届出	① 変更の無届、変更の虚偽の届出 ② 標識掲示の不履行 ③ 報告の徴収及び立入検査違反
岐阜県	① 措置命令違反 ② 停止命令違反	① 無届、虚偽の届出	① 変更の無届 ② 標識掲示の不履行 ③ 報告の徴収及び立入検査違反
神奈川県	① 措置命令違反 ② 停止命令違反	① 無届、虚偽の届出	① 変更の無届、変更の虚偽の届出 ② 標識掲示の不履行 ③ 報告の徴収及び立入検査違反
新潟県	① 措置命令違反 ② 停止命令違反	① 無届、虚偽の届出 ③ 変更の無届、変更の虚偽の届出	[3万円以下の罰金] ① 報告の徴収及び立入検査違反
三重県	① 停止命令違反	① 無届、虚偽の届出 ② 基準適合命令違反	① 完了等の無届、同虚偽の届出 ② 標識掲示の不履行 ③ 報告の徴収及び立入検査違反
静岡県	① 措置命令違反 ② 停止命令違反	① 無届、虚偽の届出 ② 採取後の措置命令違反	① 変更の無届、変更の虚偽の届出 ② 標識掲示の不履行 ③ 報告の徴収及び立入検査違反

## 土採取規制条例の検討

## 1. 検討項目

## (1) 法制上の問題

現行法体系の下で土採取を規制する条例制定の限界

## (2) 目的

土採取の規制の目的を、災害の防止とともに自然保護、環境の保全としてとらえることができ得るか

## (3) 対象

土の採取とともに、土の移動による土地の形質形状の変更(開発行為)を対象とでき得るか

## (4) 規制の方法

届出制とするか、認可制とするか

## 2. 検討項目に対する法的問題点

(具体的な法律の委任に基づかない、いわゆる行政事務条例で取産権を制限することか許されるか否か)

## (1) 憲法上の問題 (29条2項)

「取産権の内容は、公共の福祉に適合するよう法律でこれを定める」

## (解釈)

## 1) 積極説

条例は実質的には法律と差異がない

## 2) 消極説

法律の個別委任がない場合は、条例で取産権の内容を定め、又はこれを規制することはできない

## 3) 折衷説

取産権を内容と行使に区別し、内容を定めるには法律によるはならないが、生命財産の保全に必要な範囲で、行使を規制することは、条例においても許される。

## (2) 地方自治法上の問題 (2条3項18号)

地方公共団体の事務について「法律の定めるところにより、建物の構造、設備、敷地および周密度、空地地区、住居、商業、工業、その他住民の業態に基づく地域等に関し、制限を設ける

こと」と規制されている

(解釈)

1) 積極説

この規定は、地方公共団体の事務を例示した  
に止まり、法律の委任がなくとも条例の制  
定はできる

2) 消極説

この規定は、財産権の内容を直接規制する一  
種の公用制限的な性質の事務であるから、  
法律の個別的委任がなければ、条例制定  
はできない

(3) 国の見解

憲法に関しては折衷説、地方自治法に関し  
は消極説。

4) 現行法上規制し得る範囲

1) 地方自治法第2条第3項第1号に規定する  
住民の生命、財産の安全を保持するため  
警察的規制に限定される

2) 認可制をとる場合は、地域及び対象  
を限定し、規制の要件を必要最少限度

のものとする必要がある。

(5) 検討項目に対する考之方

1) 環境保全について

抽象的な自然保護、環境保全と、土の  
採取規制に比べた場合、警察的規  
制の本条例にないみらい。何故なら、  
環境保全の基準を具体的に定数的に規定しな  
い。故に跡地整備として二義的扱いとした。

2) 規制の対象

開発行為の規制を目的として、土地の形質、  
形状の変更を規制することは、公用規制  
的性格が強く、法律の個別的委任が  
無い為、認可制の場合には削除した。  
別に森林法、都市計画法等の整備により  
開発行為に対する法的規制が拡充した

3) 許認可制について

規制の目的実現には最も効果的の制度であ  
るが、反面、規制の内容、方法如何によつて  
は、財産権の内容を規制することより、条例  
の限界を超える恐れが強い

認可制をとる場合には、対象および地域を限定した。

#### 4. 他の法令との関連

他の法令により同様の趣旨に基づき規制対象とされているものについては、争削の適用を除外することにより調整を図る

#### 3. 国及び他県の規制状況

##### (1) 国

土採取の規制に関して昭和49年に建設省が実情調査を実施した  
所管省は未定  
法制化されたとしても52年頃と予想される。

##### (1) 一般的に法律

- 石少利採取法 (昭和43年)
- 採石法 (昭和25年)

##### (2) 個別規制法

- 都市計画法 ・ 都市緑地保全法
- 宅地造成等規制法 ・ 自然公園法
- 森林法 ・ 自然環境保全法 等

##### (2) 他県

###### 条例制定県

神奈川県、埼玉県、千葉県、岐阜県、三重県、新潟県、福井県、富山県、奈良県。

- 1) 認可制をとっている県は千葉、埼玉の2県  
他はすべて届出制
- 2) 認可制の両県は、規制の対象を搬出を伴う土採取に限定、更に埼玉は地域を指定している。

5. 條例案の対照

	第1案 (届出)	第2案 (認可)
対象事業	土の採取(掘る、のり、切、切土等を含む) 個別法にかからぬ小規模な前発行為も対象にできる	埋土、盛土の用に供する土の掘る、搬出に伴うもの (土採取業者)
対象地域	全 県	指定地域
規制の様相	届出 (要件を具備したものは受理を拒めないが計画変更の勧告を行う)	認可 (内容を審査し、決定するまでは、工事着手はできない)
規制の方法	行政命令 (措置命令、停止命令)	行政命令 認可の取消
罰 則	10万円以下の罰金	6ヶ月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金
適用除外	1. 国、地方公共団体等が自ら行うもの 2. 法令による認可、許可、届出等に係るもの	なし (土採取業者を対象とするのであるため)

両案の相違

- (1) 届出は規制対象が広くなるか。及面申請書の受理を拒むことかいてきない
- (2) 認可は規制の対象が限定される
- (3) 採取中の規制方法については両案とも大差はない

# 市町村担当者打合せ会に対する意見

(市町村打合せ会 8/22開催 全市21市関係町村 36市町村)

## 1. 制定についての意見

富士市-----現在、土採取条例を制定しているので、県が条例を制定する場合には、市の条例を参考にして大きな相違のないようにしてほしい。

下田市-----現在まで土石採取の該当はないが、他の開発行為により多量の土を移動するために土砂の流出等を誘発している現状のため制定してほしい。

大須賀町-----町全域が地質的にみて砂利のため個別法によって処理できるので、土採取は該当がないが、全県下的にみれば当然整備すべきである。

## 2. 規制の対象

清水市・大須賀町・湖西市-----土の採取する者はすべて対象。

## 3. 規制の規模

湖西市-----①面積  $1,000 m^2$  以上、土量  $2,000 m^3$  以上のいずれかに該当する場合。  
②災害を誘発するおそれのある場所での採取は、土量、面積の如何を問わない。

下田市-----①土採取業者による場合は施行面積  $1,000 m^2$  以上、及び土量  $1,000 m^3$  以上  
②一般の開発事業については施行面積  $2,000 m^2$  以上及び移動土量  $1,000 m^3$  以上

函南町-----  $500 m^2$  若しくは  $500 m^3$  以上

芝川町-----  $1000\text{ m}^2$  以上 若しくは  $1000\text{ m}^3$  以上.

大須賀町-----  $1000\text{ m}^2$  或いは  $2000\text{ m}^3$  いずれか以上のもの.

清水町----- 土の採取、搬出の処理とも  $2,000\text{ m}^2$  以上の面積なおかつ  $2000\text{ m}^3$  以上の土量の移動を伴うもの.

#### 4. 事務の委任

清水市・芝川町・下田市-----  $10,000\text{ m}^2$  以下

函南町-----  $1000\text{ m}^2$  若しくは  $2,000\text{ m}^3$  以下

大須賀町----- 本来はすべて県で行なうものである。事務的にみて困難な場合は  $5,000\text{ m}^2$  以下.

(打合せ会にて  $10,000\text{ m}^2$  以上という事になると 土地利用事業で取扱う  
土石採取事業の承認申請のように、県で取扱うものがなくなってしまう。  
すべて、市町村で取扱う結果になってしまうため)

# 市助役会打合せ会における意見

(8/4 開催)

特になし。ただし、次の項目について意見がありました。

- ① 規制規模以下については市町村要綱により、独自で規制したい(富士宮市)
- ② 河川砂利については採取料を徴収できるが河川区域以外について徴収する方法はないか。